

東京都女性相談支援センター会計年度任用職員（保育士）募集要項

項 目	内 容
職名・募集人数	女性相談支援センター保育士 1名
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和8年1月1日から令和8年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	福祉局子供・子育て支援部女性相談支援センター
職務内容	女性相談支援センター利用者の同伴児（乳幼児）に対する保育等
応募資格・求められる能力	DV被害者等の同伴児童への保育に対し熱意があり、次の(1)から(3)の条件を満たす者 (1) 保育士の資格を有するもの。保育園等において実務経験があればなお良い。 (2) DV及び虐待等に関する知識があり、理解がある者 (3) 事務処理（Excel、Word等のパソコン操作を含む）について、一定程度の能力を有する者 (4) 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること
勤務日数	月16日（土日祝日を除く）
勤務時間	原則として、午前9時から午後5時45分まで（7時間45分）（B勤） 必要に応じ、勤務時間の変更を命ずる場合あり
休憩時間	原則として、正午から午後1時まで 必要に応じ、休憩時間の変更を命ずる場合あり
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	月額 201,600円 通勤手当相当額を別途支給（上限55,000円/月） ※ 原則として毎月15日支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等に参加 （要件を満たした場合）

応募方法等	次の(1)(2)及び(3)を(4)の宛先へ提出。原則として郵送。持参の場合は、以下宛先へ直接持込み。 なお、提出された申込書類は、返却しない。 (1) 申込書 「会計年度任用職員申込書」の所定用紙を使用 (正面顔写真貼付のこと。) (2) 作文 課題「配偶者暴力を受けた女性の同伴児童に対する支援において留意すべきことについて、あなたの考えを述べてください。」 字数 800字程度 ※原稿用紙は、市販のA4版縦長横書き原稿用紙を使用。パソコン、ワープロで作成可 (横書き) (3) 保育士証(写) (4) 宛先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都福祉局子供・子育て支援部育成支援課女性福祉担当 ※封筒に赤字で「女性相談支援センター保育士申込」と明記 (5) 提出期限 提出期限は令和7年11月11日(火曜日)必着分を最終とします。ただし、持込みの場合は、最終日午後4時まで。
選考方法	(1) 第一次採用選考 申込書による書類審査 (2) 第二次採用選考 第一次採用選考合格者に対する人物及び職務遂行に必要な知識等についての個別面接 ア 面接選考予定日 令和7年11月26日(水曜日)又は11月27日(木曜日) イ 面接選考会場等 選考会場等の詳細については、第一次採用選考合格者に対し別途通知 (3) 合格者の決定通知送付予定日 合否にかかわらず、申込者全員に郵送で通知 ア 第一次採用選考合格者 令和7年11月18日(火曜日)発送 イ 第二次採用選考合格者 令和7年12月5日(金曜日)発送 なお、選考経過及び結果に関する問合せについては、一切応じられません。
問合せ	東京都女性相談支援センター 管理担当 電話 03-5261-3912(直通)

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。